

産業研究（高崎経済大学地域科学研究所紀要）第54巻第2号

学校事故における工作物・営造物責任に関する 裁判例の検討

谷 口 聡*

A Study of Judicial Precedents on Liability for Facilities and
Structure in School Accidents

Satoshi Taniguchi

(Received 4 January, 2019 ; Accepted 21 January, 2019)

Abstract

This paper aims to examine the judicial precedents on liability for facilities and structure at issue in school accidents. The term “school accident” refers to an accident causing damage to students in elementary, junior high and senior high schools. In general, a breach of teacher’s obligations, through negligence, to protect students becomes an issue in such cases as a cause for damage. When the teacher in question is a public servant, the local government is liable for the damage to the victim student by applying Article 1.1 of the State Redress Act.

On the other hand, when any defect in construction and maintenance of school facilities and structure has caused damage to students, the local government which establishes and maintains the facilities and structure is legally liable for the damage pursuant to Article 2.1 of the said Act. And it is very rare that Article 2.1 of the said Act has been applied to school accident cases. The author is convinced that it is significant to explore the background to application of Article 2.1 of the said Act and to analyze the characteristics of the cases which the Act was applied.

The author attempted to clarify the characteristics of the judicial precedents on liability for facilities and structure in school accidents through examination of eleven cases from 1970 to the present.

* 高崎経済大学経済学部経営学科・教授

I 本稿の目的

本稿は、いわゆる「学校事故」における非常に多くの裁判例の中から、学校の「工作物」「営造物」の設置・管理に瑕疵があり、児童・生徒が人身損害を被った事例を採り上げて検討することを目的としている。不幸なことに、学校事故は非常に多くの件数が発生しており、その中の少なからずについて被害者から学校側（自治体など）に対して訴訟が提起される。しかしながら、数多くの学校事故訴訟にあって、学校側（自治体など）の「工作物責任」「営造物責任」が問われるものは数が少ないことから、そのような裁判例を総合的に検討することには一定の意義があるものとする。

民法709条は加害者の「過失」を要件とし、国家賠償法1条1項も「公務員」の「過失」を要件としている。学校事故では、とりわけ、国家賠償法1条1項に基づき、指導教諭の「過失」を根拠とした学校設置者たる自治体の責任を問うケースが極めて多い。他方、民法717条は「土地の工作物」の瑕疵による発生損害を工作物の占有者または所有者に追及するための根拠条文であり、また、国家賠償法2条1項は、民法717条の特別法として解釈され、「公の営造物」の設置・管理の瑕疵による責任追及の根拠条文である。

前述のとおり、学校事故では、教員の過失をもとに国家賠償法1条1項による責任追及が図られるのが一般的であるが、本稿では、この条文に拠らず、同法2条1項を根拠としてなされる訴訟を検討することが主眼である。このような訴訟の数が限られている背景や、学校事故において営造物責任が認容される要件や状況などについて、探ってみたいと考える。

II 工作物責任ないし営造物責任の一般論と学校事故

1 民法717条と国家賠償法2条1項の関係

以下に、民法717条および国家賠償法2条1項に関係する一般論を概観しておきたい。

まず、民法717条に規定される「工作物責任」と、国家賠償法2条1項に規定される「営造物責任」の基本的な性格であるが、通説は、同様のものであるという立場である¹⁾とされ、吉村良一教授や窪田充見教授もこの見解を支持している²⁾。

これについては、そもそも、国家賠償法が制定される以前は、「公の営造物」の瑕疵による責任についても民法717条が適用されていたことから説明がなされる⁴⁾。

したがって、国家賠償法2条1項は、民法717条に対する特別法であり⁵⁾、同法2条1項が同法717条に優先適用されることになる。

ただし、国家賠償法2条1項は、第一に、民法717条が「土地の工作物」という土地と接合した工作物についてのみを適用範囲とするのに対して、「営造物」は、動産などを含めたより広い概念であるとされる⁶⁾。また、第二に、民法717条は、土地の所有者は無過失責任であるものの、土地の占有者は中間責任を負う者として免責事由が認められているが、国家賠償法2条1項の国または地方公共団体の責任には免責事由がないという相違点も指摘される⁷⁾。

2 工作物責任および営造物責任の法的性質論

工作物責任および営造物責任の法的性質に関しては、伝統的に、客観的な「無過失責任」であるという「客観説」と、客観的な要素以外の判断事由も含めて責任が決定される「義務違反説」との対立が見られる。学説上は、客観説が通説であるとされる。客観説の主張者は古崎慶長判事であった。⁸⁾支持者は現在でも多い。⁹⁾四宮和夫博士は、「瑕疵」という限定装置の付着した「特殊な無過失責任」であるとしている。¹⁰⁾平野裕之教授は、工作物責任には義務違反が必要であるが、「予見可能性の有無を問わないので過失責任とは異なる」という立場である。¹¹⁾これに対して、義務違反説の主張者は、國井和郎教授である。¹²⁾行政法研究者の宇賀克也教授は、客観説にも義務違反説にも与せず、「抽象的次元でその優劣を論じることよりも、何が考慮要素になり、それらが、いかに衡量されるかを類型ごとに考察していくことがより重要ではないかと思われる」と¹³⁾されている。

3 「瑕疵」の判断基準についての判例の立場

判例は、以下のような定式の下で「瑕疵」の有無を判断しているとされる。¹⁴⁾すなわち、「国家賠償法二条一項の営造物の設置または管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていること」である（最判昭和45年8月20日民集24巻9号1268頁〔高知落石事件〕）とし、かかる瑕疵の存否については「営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきものである」（最判昭和53年7月4日民集32巻5号809頁、最判昭和59年1月26日民集38巻2号53頁〔大東水害訴訟上告審判決〕）としている。

本稿で具体的な検討を行う11件の裁判例においても、この最高裁判例の「定式」に則って、判決が下されていると考えられる。

4 学校事故と営造物責任（国家賠償法2条1項）

前述のとおり、学校事故の訴訟では、教諭の過失に基づいて、国家賠償法1条1項の責任を学校側に追及するものが非常に多い。¹⁵⁾したがって、本稿では、国家賠償法2条1項の営造物責任が問題となり、さらには、認定される事例はどのような特徴を有しているのかを考察するものである。

本稿では、以下に11件の該当事例を検討するが、これらに近接する裁判例も若干存在した。その裁判例とそれらを本稿では採り上げない理由は以下のとおりである。

大阪地判昭和44年11月27日（判タ242号265頁）は、学校事故ではなく、学校以外のプール事故である。松山西条支判昭和40年4月21日（下民16巻4号662頁）は、国家賠償法1条のみを損賠賠償請求の根拠としている。福岡地小倉支判昭和47年3月30日（判タ283号285頁）は、学校のプール事故だが生徒の事故ではない。大阪高判昭和49年11月28日（判時773号97頁）は、学校内事故ではなく、学校以外のプール事故である。広島地判昭和52年12月22日（判時889号76頁）も、学校内事故ではなく、学校以外のプール事故である。大阪地判昭和54年1月26日（判タ384号147頁）もまた、学校内事故ではなく、学校以外のプール事故である。大分地判平成25年6月20日（裁判所ウェブサイト掲載判例）は、学校事故だが、小学生による職員に対する加害行為の事例である。

また、小中学生、および、高校生などが引き起こすプール事故は本稿の検討裁判例としても数件採り上げるが、「プール事故」に関しては、独自の検討領域を構成するものであり、これを分析した研究なども存在している¹⁶⁾。

Ⅲ 本稿における裁判例の検討方法

本稿では、以下に11件の裁判例を検討する。検討項目は、【判決の意義】を冒頭で簡略に整理して記述したもの、【審級関係】、【事件名】、【事実概要】、【判決主文】、【判決要旨】を整理した後、筆者の見解や判例評釈を検討する項目として、【本判決の検討】をもうけることとする。

Ⅳ 具体的裁判例の検討

☆01 神戸地尼崎支判昭和46年5月21日(判時647号74頁)

【本判決の意義】

小学校の体育の授業中の走り幅跳びの練習において、砂場に異物があり生徒が負傷した事案で、市の砂場の管理責任を認定した裁判例。

【審級関係等】

控訴 (控訴後の情報なし)

【事件名】

損害賠償請求事件

【事実概要】

◇原告の一人である入部生子(X)は、西宮市(Y)の設置する小学校4年の生徒であった。

Xは体育の授業において担当教員の訴外降矢の指導の下で、走り幅跳びの練習をしていたところ、跳躍を試みた砂場に着地した際、左前脚部を負傷し、直ちに近くの病院に運ばれて治療処置を受け、14針の縫合手術を受けて入院し、退院後も約6ヶ月にわたり通院治療をした。

◇その事故現場の砂場は、「縦約五・五一メートル、横約一〇・五〇メートルの長方形でその中にはほぼ他の地面と同じ高さ位にまで砂が入れてある」ものであり、原告Xが砂場に着地した際に、「砂場の中に「何らかの固いが余り鋭利でない異物」が存し、これに同原告の左脚下部前側が強く当り、その結果右負傷が生じたもの」であった。

◇原告らは、第一に、担当教師の降矢に過失がある旨、以下のように主張した。すなわち、「小学校教師が授業の一環として行うところは、児童をして絶対的にその指示に従わせることになるのであるから、本件のように体育科の時間に走巾跳を実施する担任教師としては、事前はもとよりその中途においても、利用する砂場の安全性について十分確認し、危険物の埋没等のないようにならずに注意すべき義務がある。ところが、降矢は、本件校庭には日頃近隣の子供らが入り込んで砂遊びをするなどいかなる危険物を持ち込んでいるかも知れないのに、事前の砂場の掘り起し整地作業は四年生の児童数名に任せ、自ら直接これを監督実施せず、更に右整地に使用したスコップの整理についても確認を怠ったものである」。また、第二に、公の営造物たる砂場の瑕疵があったとして、以下のように主張した。「原告生子の前記負傷が、

仮りにスコップによるものでなかったとしても、砂中に危険物が埋没していたこと、それによって原告生子の前記負傷が生じたことは明らかであるところ、これは学校の砂場が通常有すべき安全性を欠いていたというほかなく、管理者に管理上の瑕疵があったことに帰する」。そして、「国家賠償法一条一項、二条一項により」Yに損害賠償責任があると主張した。

【判決主文】

一部認容

【判決要旨】

◇「本件砂場は生徒が常時使用する設備であり、放課後など授業上使用しない時には校外の者がその遊び場などに使用する状況にあったのであるから、授業上これを使用するときには予め危険物が砂中などに存しないかどうかを生徒に任せないで大人が十分調べ（小学生の生徒ではその年令からしてもいまだ十分な処置がとれない。）、異物の除去を念入りにするような管理をなすべきであったのにこれをなしていないことなど以上の事実関係のもとにおいては、本件砂場は、その使用上の安全性の確保において未だ十分ではなく、その管理に瑕疵があったものというべきである。

そうすると、被告は、本件津門小学校の設置者であり、本件砂場は同小学校の教育目的に供用される有体物で公の営造物であること明らかであるから、その管理の瑕疵によって生じた原告生子らの損害を国家賠償法第二条により賠償する義務がある」。

◇結論として、原告ら主張の賠償額のうちの一部分について、これを認容した。

【本判決の検討】

◇この時期、最判昭和45年8月20日（民集24巻9号1268頁）などが出されたばかりの時期であったが、いわゆる「営造物責任」の責任性質論（過失責任か無過失責任か）にはまったく言及していない。

◇原告は、第一に、担当教師の過失を主張しており、予見可能性の存在も肯定可能ではなかったかと思われることから、国家賠償法1条1項の適用も、あるいは、可能ではなかったかとも考えられる事例であろう。

◇判決としては、何故、国家賠償法の2条1項の適用を図ったのか明確とは言えないように思われる。担当教師の過失よりも、砂場の管理責任という構成の方が採りやすかったと考えられる。

☆02 京都地判昭和47年11月30日（判時704号77頁、判夕291号326頁）

【本判決の意義】

小学校の休み時間中に生徒が雲梯の転倒により死亡した事故について、国家賠償法2条1項による小学校設置者の責任が肯定された事例。

【審級関係等】

確定

【事件名】

損害賠償請求事件

【事実概要】

原告らの実子である訴外一郎は京都市立大内小学校の5年生であった。訴外一郎は、学校の授業の間の休憩時間中に、校庭に設置されていた遊具の鉄パイプ製雲梯（移動式）で級友の訴外乙川二郎らと共に遊んでいたところ、雲梯が倒れ、一郎は倒れた雲梯に後頭部を強打され、頭蓋骨骨折並びに脳挫傷の傷害を負い、病院において死亡した。原告らによる小学校の設置者である京都市に対する損害賠償請求がなされた事案。

【判決主文】

一部認容，一部棄却

【判決要旨】

◇「被告側としては安全性の見地から本来固定雲梯を採用する方が望ましいことはもちろんであるが、本件のように児童の運動量の増大その他の利点により移動式を採用する方が妥当と考えるに至った以上は、雲梯が本来の目的に従って使用される場合（それは雲梯の中棒にぶらさがりながら端から端へと渡っていくという使用方法）以外の場合、特に移動式雲梯は横の運動には不安定であるから、横の運動がなされる場合とか、雲梯の上に児童が上って遊ぶ場合にも十分に安定性が維持されるように何らかの方法で固定化したうえで使用するような手段をとるべきであった。そして、それは専門の業者に相談して工夫すれば、比較的簡単に、したがって小額の費用で実現しえた事柄であったといえる。（検証の結果による本件雲梯の構造等から判断して）ところが本件雲梯は何らの固定手段がとられなかったため、一郎らがおの上に登ってした飛行機とびによって生じた揺れによって雲梯の重心が傾き倒れるという事故が発生したのである」。として、小学校の設置者である京都市に国家賠償法2条1項による損害賠償責任を認定した。

◇死亡した訴外一郎にも級友や教諭の注意を無視して、危険を予測できたのに飛行機とびをするなどの過失があるとして、賠償認定額の5割を過失相殺した。

【本判決の検討】

本件事故による損害賠償請求では、移動式の不安定な雲梯による事故の事案であることから、雲梯の設置管理に瑕疵のあることを理由とする国家賠償法2条1項が、まさしく、根拠条文をして機能したと言える。

☆03 京都地判昭和48年7月12日（判時755号97頁，判タ299号338頁）

【本判決の意義】

市立中学校の男子1年生が、夏休み中に学校のプールの排水口から足が抜けなくなり溺死した事故による損害賠償請求でプールの設置管理に瑕疵があったとされた事例。

【審級関係等】

確定

【事件名】

損害賠償請求事件

【事実概要】

京都府の西宇治中学校では、夏休み中に日曜日を除き在校生の希望者にプールを開放してい

た。本件プールの水深は、北、南は一メートルであるが、排水口のところは1.3メートルであった。また、このプールの「排水口には、六〇センチメートル四方、厚さ四センチメートルの網の目の鉄蓋がはめられていた」。中学校1年生男子の訴外A（朝鮮国籍）は、プールに入水している際、「排水口の鉄蓋が開いているのに興味をおぼえ、交替で、頭又は足からこの排水口めがけてもぐった」。そして、排水口に向けてもぐって遊んでいるなどしていたところ、「排水口の中の環水管に左足膝が吸い込まれて抜けなくなって溺死したものである」。原告の父（朝鮮国籍）と母（韓国国籍）による宇治市に対する損害賠償請求がなされた。

【判決主文】

一部認容，一部棄却

【判決要旨】

- ◇「このプールの事故防止のため、同校の教諭を二名あて順次監視，監督に当ることにし，学校行事計画表にあげられた。従って，休暇中のプールの使用は，学校の管理下になされたものである」。
- ◇「鉄蓋が移動しているままで，本件プールを使用させた学校側に，本件プールの管理に手落があった。このように本件プールは，通常具有すべき安全性を欠如していたわけで，これが設置，管理上の瑕疵であるから，本件プールの設置，管理者である被告市は，国家賠償法二条一項によって賠償する義務がある」とした。
- ◇訴外Aの「年令の者には，排水口が危険な状態になっていたことは十分に判り得た」。訴外Aの「無謀な行為が本件事故の一原因になったわけである」として，被害者訴外Aの過失を6割とする過失相殺をおこなった。

【本判決の検討】

- ◇中学校の教諭が順次2名監視することになっていたことが認定されて，管理下にあったとされている。
- ◇本件のような学校の夏休み中のプール事故では，教員の「過失」を認定して国家賠償法1条1項による自治体への責任追及は困難なものであろうか。掲載誌には詳細な判決文の記載はないが，その判決文を読む限りでは，国家賠償法2条1項が機能する事案であったと言いうられると思われる。
- ◇なお，本件は，朝鮮国籍の被害者につき，朝鮮国籍および韓国国籍の両親が原告となって自治体を相手取った訴訟であるが，この点についての判例評釈もなされている¹⁷⁾。

☆04 大阪地判昭和51年2月27日（判時827号85頁，判タ340号254頁）

【本判決の意義】

小学校の体育館の天井裏に入った児童が，天井板が破れて墜落死した事案で設置者の管理瑕疵による責任が肯定された事例。

【審級関係等】

確定

【事件名】

損害賠償請求事件

【事実概要】

訴外義久は大阪府高槻市立富田小学校の4年生であった。小学校校庭で行われていた少年野球を観戦した後、訴外義久は他の児童らと体育館で「鬼ごっこ」をして遊戯中に、控室の鉄はしごを登って天井裏に隠れていたが、奥へ逃げようとしたところ、天井板を踏み破って4.97メートル下の床に墜落して死亡した。訴外義久の両親（原告）は、高槻市に対して、国家賠償法1項1項のほか、同法2条1項による損害賠償を請求した。

【判決主文】

一部認容，一部棄却

【判決要旨】

◇一般論として、「公の营造物の設置または管理の瑕疵とは、当該营造物の通常の利用者の判断能力や行動能力、設置された場所の環境等を具体的に考慮して当該营造物が本来備えるべき安全性を欠いている状態をいうのであり、小学校の体育館のごとき施設については、これを利用する児童の危険状態に対する判断力、適応能力が低いことを考えれば、特に高度の安全性が要請されているといわなければならない」と判示した。

◇その上で、本件を検討して以下のように述べた。「被告としては、固定された鉄はしごをはずし、必要な時だけ移動用はしごを用いるとか、…あるいは天井改め口に本件事故後に設けたような蓋板を取り付けて施錠しておくなどして、児童が天井裏に入ることができないような措置を講じておくべきであったといわなければならない。にもかかわらず、…前記のような措置が講じられていなかったことは本件天井が本来備えるべき安全性を欠くものであって、その管理には瑕疵があったといわなければならない」として、国家賠償法2条1項による損害賠償請求を認容した。

◇亡義久は、富田小学校における朝礼や担当教諭の「注意を無視して本件控室に入り、鉄はしごを登って本来遊ぶべき場所ではない本件天井裏に立入ったものであるから、右の点において亡義久にも過失があったといわなければならない、その割合は三割と認めるのが相当である」として過失相殺を行った。

【本判決の検討】

国家賠償法2条1項の実質的意味で機能する事案であったと考えらえる。

☆05 広島地判昭和52年6月22日（判時873号79頁）

【本判決の意義】

小学校4年生の児童が放課後校舎の屋上で遊んでいた際に転落死した事故につき学校設置者の管理瑕疵の責任が肯定された事例。

【審級関係等】

控訴（控訴後の情報なし）

【事件名】

損賠賠償請求事件

【事実概要】

訴外金子洋は広島市立畑賀小学校の4年生であったが、放課後級友4名と遊んでいた。訴外

洋は、「二階建新校舎の屋上に通じる階段を上がり、その階段と屋上とが接続する部分にあるコンクリート壁とその上のスレート屋根を支える鉄骨との間隙をくぐり抜けて新校舎屋上に出てこれを架橋で接続している旧校舎の屋上で遊んでいたところ、約一〇メートル下のコンクリート面に転落して死亡した。訴外洋の両親は国家賠償法2条1項により広島市を被告として損害賠償を請求した。

【判決主文】

一部認容，一部棄却

【判決要旨】

◇一般論として、以下のように判示した。「公の営造物の設置または管理の瑕疵とは、当該営造物が通常有すべき安全性を欠くことをいい、それは利用方法、目的等に照らし具体的客観的に判断されるべきものである。従って、本件の如く判断力、適応能力が低く危険な行動に及びがちな児童が利用する小学校校舎においては、特に高度の安全性が要請されているといわなければならない」。

◇そして、本件事案について具体的に以下のように検討して判示した。「被告としては本件事事故後にしたように、右間隙を塞ぐ等の方法により児童がその階段を上がって屋上に出ることができないような措置を講じておくべきであったといわなければならないところ、前記のような児童がくぐり抜けて屋上に出ることができる間隙が存したことは、小学校校舎としては通常有すべき安全性を欠いていたものであって、その設置または管理に瑕疵が存したというべきである」として、国家賠償法2条1項による損賠償請求を認容した。

◇「訴外洋としては自己の行動の危険につき十分注意すべきであったのに、間隙をくぐり抜け危険な屋上に出て遊んでいた点に過失があったというべきである」として、逸失利益、治療費および葬儀費用について2割を過失相殺して減額し、慰謝料についても訴外洋の過失を考慮した。

【本判決の検討】

放課後における教諭が直接監視・指導していない場合の本件のような事案では、営造物責任による損害賠償請求が機能する場面であると言えるのであろうか。

☆06 福岡地小倉支判昭和53年7月25日（判時933号112頁，判タ371号126頁）

【本判決の意義】

市立小学校の3年男子生徒が昼休み時間の遊戯中において校舎3階の窓から中庭に転落して死亡した事故につき校舎の管理瑕疵による損害賠償が認められた事例。

【審級関係等】

控訴（控訴後の情報なし）

【事件名】

損害賠償請求事件

【事実概要】

原告らの二男伊藤強は北九州市立曾根小学校の3年生であったが、学校の昼休み中に同級生と遊戯していた折、校舎南棟三階廊下北側窓際の傘立てを踏み台として、これと接して設置さ

れた下足箱の上にあがり、開放されていた窓を背にして鉄棒に腰かけているうち、身体のバランスを失って後方中庭に向け転落して死亡した。原告らは北九州市を被告として国家賠償法2条1項に基づく損害賠償を請求した。

【判決主文】

一部認容，一部棄却

【判決要旨】

◇「公の営造物の設置又は管理の瑕疵とは、当該営造物の通常の利用者の判断能力や行動能力、設置された場所の環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮したうえで、当該営造物が具体的に通常予想され得る危険の発生を防止するに足りると認められる程度の構造、設備等を欠いている状態をいうのであり、本件小学校校舎の如き施設については、これを利用する児童の危険状態に対する判断力、適応能力が低いことを顧慮し、特に高度の安全性が要請されているものであり、就中廊下は、児童の遊び場として事実上利用される可能性が極めて強いものであるから、本件の如き廊下の施設については、その構造はもとより、設置箇所についても細心の注意を払わなければならないのである」。「これを本件についてみるに、前記認定の如き本件施設の設置状況によれば、傘立の上から下足箱の上への移動は一種の階段状になっていて、背の低い児童にとっても下足箱の上にあがることは容易であり、判断力が乏しく冒険心に富む小学校三年生程度の児童の中には、窓の開閉や遊び場のため下足箱の上にあがった際、開いた窓を背にして鉄棒に腰を掛けようとする者がいることは当然予測され、かかる場合に身体のバランスを失って窓外に転落する危険性が大きいことはいうまでもないことであるから、本件施設は、その相互の位置関係において、右の如き児童が窓外に転落する危険性のある構造を有しているものといわなければならない」とした上、「本件事故当時危険防止のための措置は何らとられていなかったものと認められる」として、国家賠償法2条1項による損害賠償を認めた。

◇被害者の生徒についても、「危険を認識しながら敢えて右のような行為をした強にも重大な過失があ」として、認定された損害項目のうちの逸失利益につき8割を過失相殺により減額した。

【本判決の検討】

損害項目のうち「逸失利益」に限定されてはいるものの、過失相殺割合が高率である。

☆07 大阪地判昭和56年2月25日(判タ449号272頁)

【本判決の意義】

高校1年生の水泳部員がプール取水口に足をとられて溺死した事故につき、プールの設置管理者にプール設置管理の瑕疵による損害賠償責任を肯定した事例。

【審級関係等】

情報なし

【事件名】

損害賠償請求事件

【事実概要】

「Xらの子Aは、本件事発当時、Y（大阪市）立高校一年在学中の男子（一六才）であり、水泳部員であったが、右高校に設置されたプールの浄化装置の取水口から足が抜けなくなり溺死した。Xらは、右事故は右プールの取水口に防護網を設けなかったこと及び同校校長らが右取水口に足を挿入して取水口をほぼ塞ぐとポンプの吸引力が増し、足が抜けなくなる危険があることを格別警告しなかったという右プールの設置、管理に瑕疵があったことによって生じたものであることなどを理由に、右プールの設置、管理者であるYに対し、損害賠償を求めたものである」。

【判決主文】

一部認容

【判決要旨】

◇「本件被害者のように義務教育修了直後で中学生と大差のない者もあり、かつ精神的発達には個人差が大きい点からすると、右の危険のある本件取水口に足が挿入できないように防護柵を設けなかった点は、本件プールの設置に瑕疵があったと認められる。さらに、本件取水口の危険について格別警告することなく本件プールを使用させた点に管理の瑕疵があったと認められる。したがって、本件プールの設置、管理者である被告は、国家賠償法二条一項により原告らに生じた損害を賠償する義務がある」。

◇被害者の軽率な行為が本件事発の一原因となっているとして、被害者の過失を7割とした過失相殺をおこなっている。

【本判決の検討】

- (1)喜多明人教授による本件の判例評釈においては、「近年、教育施設の「瑕疵」の判断状況分析によれば、一般施設上の瑕疵における「营造物が通常有すべき安全性を欠いている」という「客観的、物理的な安全性の欠如……その限りで無過失責任」に、“教育施設に独特”な判断が加わる判例が多くなってきた」とする。その上で、「判例では発達途上にある者の行動の一般的特性をふまえて、より高度な安全配慮・管理義務を管理者に求める傾向が強くなった」と指摘する¹⁸⁾。
- (2)喜多教授の評釈においては、さらに、国家賠償法2条1項による管理者の「管理瑕疵」が広く認定されるようになった要因を2つ挙げている。「一つには、従来の損害賠償請求の訴訟のように、安全配慮について教師の個人責任を追及する方法が必ずしも合理的とはいえずまた時代に合わなくなったため」であるとし、「二つには」、法改正により「学校やその設置者に対し、…安全管理義務が課せられたことである」としている。そして、「本件では、取水口に防護柵を設けたり、生徒に対し取水口の危険性を警告するといった学校（当該教員）の安全配慮・安全管理義務の不履行が問われたと²⁰⁾いってよい」という見方を示している。
- (3)上述喜多教授の見解には、次のように理解することも不可能ではない。第一に、国家賠償法2条1項は学校事故の領域について適用範囲を広げていること、第二に、同条同項が教育施設に関して適用される場合には独特の判断要素が加わること、第三に、実質的には、このことは、教員の安全配慮ないし安全管理義務の「不履行」の問題として捉えることができるということである。

☆ 08 福岡地小倉支判昭和 58 年 8 月 26 日 (判時 1105 号 101 頁, 判タ 523 号 187 頁)

【本判決の意義】

小学校の授業の休み時間中に回旋シーソーで遊んでいた生徒が右手示指を負傷したことにつき、シーソーの設置管理に瑕疵があるとして認定された事例。

【審級関係等】

控訴 (控訴後の情報なし)

【事件名】

損害賠償請求事件

【事実概要】

北九州市立足原小学校 4 年生の原告は、授業の休み時間中に、「校庭に設置された回旋シーソーで級友…と遊んでいたところ、シーソーのストッパーと支柱との間に右手示指を挟まれる事故にあった。即ち、…事故当時、原告は握り棒を腰にあて宙に浮いた状態になっていたところ、反対側を押えていた勝田誠が急に手を離したため突然落下しはじめ、バランスをくずした原告がとっさに右手で図面のストッパーを握ったところ、前記ストッパーが支柱に激突したため、右手示指がストッパーと支柱の間にはさまれた」。右手示指を負傷した原告は、病院で Y 医師の治療を受けた。原告は、北九州市と Y 医師に対して損害賠償請求をした。

【判決主文】

一部認容、一部棄却

【判決要旨】

◇「本件シーソーは…握り棒の前方約六三センチメートルの個所にストッパーが設置されているが、他の同種構造のシーソーと異なる点は、ストッパーが支柱に直接接触する構造となっており、カバー、二重構造等構造上接触による衝撃を緩和すべき装置は全く施されていないことが認められる。国家賠償法二条一項の営造物の設置又は管理の瑕疵とは営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断しなければならないが、右認定の事実を徴すれば、学校遊具である本件回旋シーソーはそのストッパーと支柱間の緩衝装置が設置されていない点において通常有すべき安全性に欠けていたといわなければならない」とし、さらに、「足原小学校において本件回旋シーソーの正しい遊び方を具体的に指導した形跡は窺えない」などの点も認定した上で、北九州市に対する国家賠償法 2 条 1 項による損害賠償請求を認定した。

◇また、以下のように原告の過失の相殺をおこなった。すなわち、「本件回旋シーソーのストッパーはストッパーであって握るべからざるものであることは構造上一見して明らかであることが認められるに拘らず、たとえ突嗟のこととはいえ、これを握った原告にも一半の過失の責任があり、損害額の公平な算定のためには原告の右過失は斟酌されなければならない、その割合は瑕疵と過失の態様、原告負傷の程度等諸般の状況に照らして五割と認めるが相当である。

◇本件では別の争点として、Y 医師の手術が不必要かつ不完全なものであったなどと主張して不法行為責任が追及されたが、医師の違法性は阻却されるとされた。

【本判決の検討】

- ◇本件は、休み時間中の事故であり、校庭の遊具による事故であることなどを考えると、まさしく、国家賠償法2条1項が機能する事案であったと考えられる。
- ◇本件の判例評釈として織田博子教授は、「従来の判例の傾向からみれば、本件はむしろ過失相殺を行わないか、行うとしてもせいぜい二割から三割にとどめるべき事案」であったとされ、営造物責任、また、学校事故における過失相殺に批判的な学説を支持している。²¹⁾
- ◇本件の別の争点である医師の手術に関する争点については、別途判例評釈がなされている。²²⁾

☆09 福岡地方裁判所昭和63年12月27日（判時1301号124頁）

【本判決の意義】

県立高校の水泳の正課授業中にプールで逆飛び込みをした生徒が頭部受傷した事故について教員の過失が認定され国家賠償法1条1項による損害賠償が認められた事例。（国家賠償法2条1項の適用はされていない。）

【審級関係等】

控訴（控訴後の情報なし）

【事件名】

損害賠償請求事件

【事実概要】

福岡県立高校の水泳の正課授業中にプールで逆飛び込みをした生徒がプール底に頭部を打付け、頸髄完全損傷の傷害を負った事案で、被害者X1とその母親X2は、授業担当の教諭に過失があったとして、福岡県に国家賠償法1条1項による損害賠償請求をするとともに、以下のように主張して、国家賠償法2条1項による損害賠償請求もおこなった。すなわち、「本件プールは、被告が設置管理しているものであるが、前述のとおり、水深の浅いプールであって、かつ、スタート台の水面からの高さが高過ぎ、身長、体重等の体格が向上した高校生にとっては、スタート台からの逆飛び込みを行うプールとして、通常有すべき安全性を欠いた瑕疵があるから、原告大輔が本件プールのスタート台から逆飛び込みを行って発生した本件事故は、本件プールの設置管理の瑕疵によって生じたものであり、被告は、国家賠償法二条に基づき、原告らが本件事故により受けた後記損害を賠償する責任がある」。

【判決主文】

一部認容

【判決要旨】

- ◇教諭の過失が認定され、国家賠償法1条1項の適用による損害賠償請求が認められた。
- ◇プールの設置管理の瑕疵による国家賠償法2条1項の適用に関しては言及されていない。

【本判決の検討】

- ◇本件は、原告が国家賠償法1条1項と併せて同法2条1項の適用を求めた裁判であったが、前者が適用され損害賠償が認定されたが、後者については判決文での言及が見当たらない。
- ◇本件に関しては、弁護士の薄津芳氏による判例評釈がなされている。²³⁾

☆10 東京地八王子支判平成15年7月30日(判時1834号44頁)

【本判決の意義】

都立高校の水泳の授業中にプールで逆飛び込みをしてプール底に頭部を衝突させて死亡した生徒について、プールの設置管理の瑕疵が否定され、授業担当教諭の過失が認定されて損害賠償請求が認容事例。

【審級関係等】

確定

【事件名】

損害賠償請求事件

【事実概要】

都立高校1年生のA野一郎は、C川教諭の指導の下で水泳の授業を受けていてスタート台から逆飛び込みをした際、プール底に頭部を衝突させて死亡した。A野一郎の両親である原告らは、東京都(被告)に対して、「プールの設置及び管理に瑕疵があったとして、国家賠償法二条一項に基づき、あるいは、在外契約ないし条理に基づく安全保護義務の違反があったとして、民法四一五条ないし国家賠償法一条一項に基づき、…損害賠償を請求し」た事案である。

【判決主文】

一部認容、一部棄却

【判決要旨】

◇国家賠償法2条1項による請求については以下のように退けた。すなわち、「本件プールは、逆飛び込みをするについて慎重な配慮を必要とし、これが不十分であると水底に頭部を衝突させるなどの危険性があることは否定できないが、他方、学校用プールの安全性を判断するにあたっては、飛び込み事故の防止の観点のみならず溺死事故の防止の観点をも十分考慮しなければならぬのであるから、プールの構造と指導担当教諭による安全な飛び込みスタート指導の両面を併せて飛び込み事故の防止を図ることも、学校プールにおける「通常有すべき安全性」の確保の方法として許容されるものと解される。…本件において、被告に国家賠償法二条一項の設置の瑕疵があったとはいえないと判断するのが相当である」とした。

◇国家賠償法1条1項に基づく請求については、本件事故はC川教諭の保護義務違反によるものであるとして、これを認容した。

◇なお、被告の主張した過失相殺については、「斟酌すべき一郎の過失は認められない」として退けられた。

【本判決の検討】

◇公務員の過失による損害賠償請求が認容され、プールの設置管理の瑕疵による国家賠償法2条1項の責任が否定されたという事案である。

◇この点については、高校の教諭が直接指導する正課授業中の事故であるということも関係しているようにも思われる。

☆ 11 奈良地判平成 28 年 4 月 28 日（判例地方自治 423 号 72 頁）

【本判決の意義】

大学 2 年生が卒業した高校のプールで夏休みに練習中、飛び込み事故によって傷害を負った事故につき奈良県のプールの設置管理に瑕疵が肯定された事例。

【審級関係等】

控訴後和解

【事件名】

損害賠償請求事件

【事実概要】

大学 2 年生の原告 X は、卒業した奈良県立 B 高等学校のプールで夏休みに練習していたが、飛び込みをした際、プールの底面に頭部を衝突させ、体幹機能障害 1 級の後遺障害を残した。原告は、本件プールには設置または管理の瑕疵があったとして国家賠償法 2 条 1 項に基づき奈良県を被告として損害賠償を請求した。

【判決主文】

一部認容，一部棄却

【判決要旨】

◇プールの設置または管理の瑕疵について以下のように肯定して損害賠償請求を認容した。「ガイドラインは、飛び込み事故の発生を防止するための最低限度の基準として、水深 1.00～1.10 m 未満のプールにおいては、水面上の高さが 0.30 m を超える地点からの飛び込みを行わせるべきではない旨を定めたものと解され、これに適合しないプールは、飛び込みを行って使用するプールとしては、通常有すべき安全性を欠くものと推認するのが相当である」とした上で、「本件事故当時、本件プールの水深は、長辺の両端壁から 1 m 地点において、設計上の水深（1.2 m）を 0.14 m 下回る 1.06 m であり、その水面から端壁上部までの立ち上がりは 0.37 m であったから（前記前提事実等(3)及び(6)）、本件プールはガイドラインの要求する水深が確保できておらず、スタート台のみならず端壁上部からの飛び込みを行わせるべきではない客観的状态にあったものと認められる」とし、さらには、「顧問の教諭が本件プールに隣接する体育研究室から監視していたことが認められ、その際、卒業生の参加や飛び込みの練習が禁止されていたことなどをうかがわせる証拠は全くない。そうである以上、被告において、本件事故の発生を予見することは十分に可能であり、また、本件プールへの飛び込みを禁止する措置を講じるなどしてこれを回避することも可能であったというべきであるが、そのような措置が講じられることはなかったものである」と判示した。

◇原告の過失についても認定して過失相殺を以下のように行った。「原告は、小学校在学中の 6 年間はスイミングスクールに通い本件高校在学中には水泳部に所属しており…、適切な飛び込みの方法を相当程度習熟していたものと考えられる…原告は、蹴りの力が弱いなどといったミスにより、本件プールの底面に対して垂直に近い角度で入水し、底面に頭部を衝突させたものであるから…、本件事故の発生について原告にも過失があったものといえることができ、過失相殺をするのが相当である。そして、上記原告の過失の程度と本件プールの瑕疵の内容とを対比すると、原告の過失割合は 60% と見るのが相当である」とした。

【本判決の検討】

(1)筆者の見解

◇国家賠償法2条1項が適用されたごく最近の学校事故裁判例として注目される。

◇過失相殺割合が60%という高額な割合であることにも留意する必要がある。

◇なお、本判決に関しては、筆者も判例評釈を行っている。²⁴⁾

(2)川義郎弁護士の評釈²⁵⁾

川弁護士は、「本件プールの水深及び端壁の上部までの距離との関係で設置又は管理に瑕疵が認められないとすると」、国家賠償法2条1項のみを根拠として請求した原告にとって、「何らの賠償を得ることができ」なくなってしまうことを裁判所が考慮して、「被害者救済の観点から…過失割合を認定することにより適切な解決を図ったものといえるところ」であるとしている。被害者救済を実質的に図ることを重視した裁判例であったという分析を示されている。

(3)亀井隆太講師の見解²⁶⁾

また、亀井講師は別の法理論的構成に着目して、以下のような見解を示す。すなわち、小賀野晶一教授の見解を引用しつつ、「瑕疵は「あるかないか」(100%か0%)の判断であるのに対し、過失相殺は瑕疵「あり」ということを前提とした損害額の調整方法である。「ここで、例えば30%の瑕疵というように、瑕疵を割合的に見ることはできないだろうか(割合的瑕疵論)」として、独自の法理論を展開されている。

V 総合的検討 —結びに代えて—

以上の裁判例11件の個別の検討をもとにして、本稿の最後に総合的な見地から検討を行って、結語としたい。

裁判例の検討から得られた個々の検討結果としては、以下の3点が挙げられよう。

第1点目として、やはり、国家賠償法2条1項の適用される学校事故の事例は、同法1条1項が適用される事例が圧倒的に多いことと比較すると、非常に少ないと言えるであろう。☆01, ☆02, ☆03, ☆04, ☆05, ☆06, ☆07, ☆08, ☆11の9件のみが筆者が本稿作成に当たって見つけることができた国家賠償法2条1項適用の学校事故の事例である。このうち、本稿II章4でも指摘したとおり、「プール事故」に関しては、学校事故とは別の事例領域が形成されていることに鑑みれば、それ以外の「工作物」「営造物」の責任が肯定された事例はさらに少ないこととなる。加えて、平成に入ってから国家賠償法2条1項が適用された裁判例は☆11のみであり、近年および最近の事例においては同法2条1項の適用事例が非常に少ないことをさらに浮き彫りにする。

第2点目として、国家賠償法2条1項は、同法1条1項の適用問題となる「教諭の過失」を主張・立証することが困難な場合の補完機能を果たしているように思われる。特に、☆01, ☆09, ☆10では同法1条1項と2条1項の両方を根拠とした原告の主張がされているが、☆01は別としても、☆09および☆10では同法1条1項の主張のみが肯定されると同時に、2条1項の主張が退けられている。☆09および☆10に共通しているのは、学校の正課授業中の事故であ

るということである。これに対して、本稿で扱った「営造物責任」に関係する学校事故の事例のほとんどは、夏休み中（☆03, ☆11）、休み時間中（☆02, ☆06, ☆08）、放課後（☆05）の事故であり、教諭の過失が直接的な形で追及しづらい事例と言いうるのである。

第3点目として、国家賠償法2条1項適用により被害生徒側の救済が図られる事例では、過失相殺割合が高率ないし高額である。☆02では5割、☆03では6割、☆04では3割、☆05では、逸失利益、治療費および葬儀費用につき2割、☆06では逸失利益につき8割もが、☆07では7割、☆08では5割、☆11では60%が被害者の過失として過失相殺されている。

次に、学校事故と「工作物責任・営造物責任」の裁判例における全体構造を概観したい。

学校事故における工作物・営造物責任の判断については、裁判例は、以下の点を総合的に判断していると織田博子教授は指摘する。「①学校施設における物理的瑕疵があったか、のみならず、②当該施設を利用する児童・生徒の判断能力・行動能力、③本来の用途に従って使用していたが否かなど当該施設の使用法、④児童・生徒に対して当該施設の安全な使用について指示・注意をしていたかなどの人的措置の有無、⑤当該施設の設置場所の危険性の有無等を総合的に考慮している²⁸⁾」とされる。学校事故では、このような独自の考慮事情を加味しつつ、国家賠償法2条1項が適用される範囲が拡大されたと言えるであろう。

そして、上述の3つの個々の検討結果、すなわち、国家賠償法2条1項の適用件数が非常に少ないこと、正課授業ではなく夏休みや休み時間中また放課後などといった教員の具体的な注意義務が特定しづらいケースで同法2条1項が機能していること、同法2条1項が適用される事例では過失相殺割合が非常に高いことなどを考え合わせると、学校事故における「工作物・営造物責任」は、独自の事例領域を構成してきたというよりも、生徒側の事故の救済のための国家賠償法1条1項の「補完機能」を担ってきたという見方が妥当なものと思われる。この点、☆11の【本判決の検討】(2)で採り上げた川弁護士は的を射たものであったと思料される。

以上のように本稿の裁判例の検討を振り返ると、学校事故における工作物・営造物責任は、独自の事例領域を構成してきたものというよりも、学校事故固有の考慮要素を付加させつつ、教育現場の教諭の過失が認定しづらいケースに関して、国家賠償法2条1項の適用を通じて、被害生徒側の救済を図るために適用領域を広げたものと見受けられる。他方で、被害生徒側の高率・高額な過失相殺を認定して、教諭の目の届かない場所における生徒自身の責任を重くしたと言える。端的には、一方で、工作物・営造物責任が認められるケースを認めて救済範囲を拡大し、他方で、賠償額を減じるという、言わば、広くて浅い学校事故の救済の構造が形成されてきたという見方も可能ではないかと臆見する。

学校事故に工作物・営造物責任の規定が適用されるかどうかに関しては、今後も裁判例の動向を注視する必要があると考える。

〔注〕

- 1) 森島昭夫『不法行為法講義』(有斐閣 1994) 68頁。
- 2) 吉村良一『不法行為法』(有斐閣 1996) 228頁。
- 3) 窪田充見『不法行為法』(有斐閣 2007) 227頁。
- 4) 幾代通・徳本伸一『不法行為法』(有斐閣 1995) 174頁。
- 5) 四宮和夫『不法行為(事務管理・不当利得・不法行為 中巻・下巻)』(青林書院 1994) 751頁、加藤雅信『新民法大系V 事務管理・不当利得・不法行為』(有斐閣 2003) 381頁、前掲・幾代・徳本 174頁、澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為〔第2版〕』(有斐閣 1996) 305頁。
- 6) 藤田宙靖『行政法総論』(青林書院 2013) 566頁、塩野宏『行政法Ⅱ〔第五版補訂版〕行政救済法』(有斐閣 2013) 332頁以下、前掲・幾代・徳本 174頁。
- 7) 前掲・塩野 333頁、前掲・幾代・徳本 174頁。
- 8) 古崎慶長『国家賠償法』(有斐閣 1971) 218頁。
- 9) 前掲・森島 65頁、前掲・窪田 220頁、前掲・加藤雅信 378頁、近江幸治『民法講義Ⅵ 事務管理・不当利得・不法行為』(成文堂 2004) 228頁。
- 10) 前掲・四宮 729頁。
- 11) 平野裕之『不法行為法〔第2版〕』(信山社 2009) 246頁。
- 12) 國井和郎「道路の設置・管理の瑕疵について」判例タイムズ 326号 19頁
- 13) 宇賀克也『行政法概説Ⅱ 行政救済法〔第5版〕』(有斐閣 2015) 473頁。
- 14) 前掲・塩野 336頁。
- 15) 学校事故法律実務研究会(代表 兼子仁・伊藤進)編『問答式学校事故の法律実務』(新日本法規)(加除式書籍)に多数の学校事故の裁判事例が掲載されているが、国家賠償法1条1項の適用に関係するものが非常に多い。
- 16) 望月浩一郎「飛込み事故とプールの設置管理の瑕疵」ジュリスト 1013号 113頁。
- 17) 村瀬信也「判批」ジュリスト 564号 120頁。
- 18) 喜多明人「プール取水口事故」『教育判例百選(第三版)』(1992) 150頁。
- 19) 前掲・喜多 151頁。
- 20) 前掲・喜多 151頁。
- 21) 織田博子「回旋シーソー事故」『教育判例百選(第三版)』(1992) 155頁。
- 22) 富田清美「教師の委託による児童治療事件」『医療過誤判例百選』(1989) 100頁。
- 23) 薄津芳「判批」都道府県展望 372号 28頁。
- 24) 拙稿「判批」前掲『問答式学校事故の法律実務』追録 94・95号 516ノ32以下。
- 25) 川義郎「夏休み中の部活に参加した卒業生のプールでの事故」判例地方自治 427号 106頁以下。
- 26) 亀井隆太「県立高校プール事故国家賠償請求事件」判例地方自治 430号 60頁以下。
- 27) 小賀野晶一「国家賠償法2条」川井健ら編『注解交通損害賠償法(新版)第1巻』(青林書院 1997) 442頁以下。
- 28) 前掲・織田 154頁。